

令和 4 年度
第 4 回 丹波市地域公共交通活性化協議会 次第
(丹波市地域公共交通会議)

日時：令和 5 年 1 月 19 日 14 時 00 分～
場所：ハートフルかすが

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

①路線バスの利用状況について【資料 1】

②山南地域バス路線の一部変更について【資料 2】

③市町振興支援交付金申請に係るデマンドタクシー運行基準の策定について【資料 3】

④丹波市地域公共交通計画について【別添冊子（計画原案）】

⑤その他

次回開催日 令和 5 年 月 日（ ）

4. 閉 会

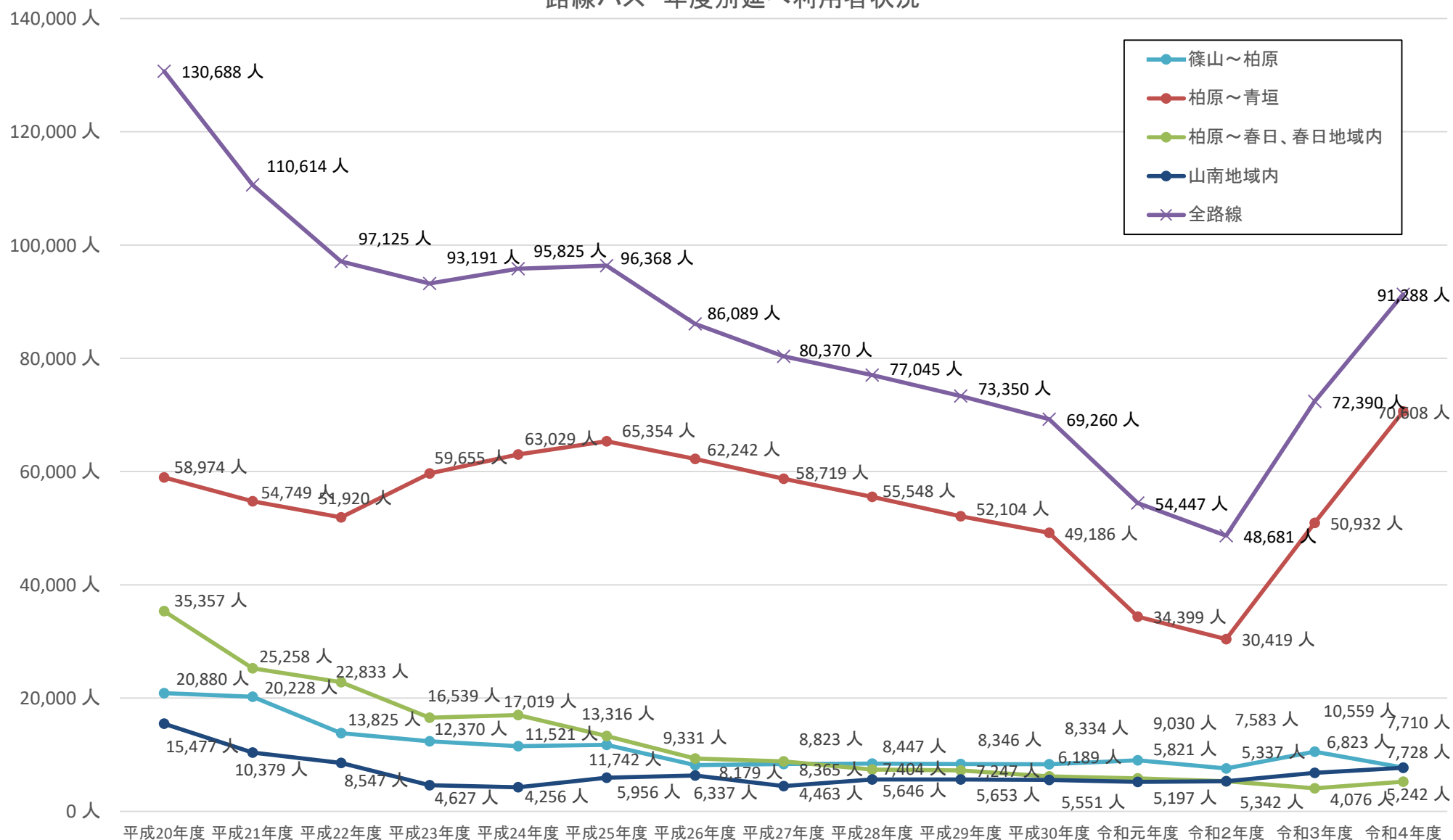
※閉会后「福祉部会」を開催します。部会委員様は引き続きご出席お願いします。

路線バス 年度別延べ利用者数

路線区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
		H19.10～H20.09	H20.10～H21.09	H21.10～H22.09	H22.10～H23.09	H23.10～H24.09	H24.10～H25.09	H25.10～H26.09	H26.10～H27.09	H27.10～H28.09	H28.10～H29.09	H29.10～H30.09	H30.10～R01.09	R01.10～R02.09	R2.10～R3.09	R3.10～R4.09	
篠山～柏原 (篠山～柏原駅)		20,880 人	20,228 人	13,825 人	12,370 人	11,521 人	11,742 人	8,179 人	8,365 人	8,447 人	8,346 人	8,334 人	9,030 人	7,583 人	10,559 人	7,728 人	
	前年度との増減		-652 人 3.1%減	-6,403 人 31.7%減	-1,455 人 10.5%減	-849 人 6.9%減	221 人 1.9%増	-3,563 人 30.3%減	186 人 2.3%増	82 人 1.0%増	-101 人 1.2%減	-12 人 0.1%減	696 人 8.4%増	-1,447 人 16.0%減	2,976 人 39.2%増	-2,831 人 26.8%減	
柏原～青垣 (柏原病院・柏原駅～佐治)		58,974 人	54,749 人	51,920 人	59,655 人	63,029 人	65,354 人	62,242 人	58,719 人	55,548 人	52,104 人	49,186 人	34,399 人	30,419 人	50,932 人	70,608 人	
	前年度との増減		-4,225 人 7.2%減	-2,829 人 5.2%減	7,735 人 14.9%増	3,374 人 5.7%増	2,325 人 3.7%増	-3,112 人 4.8%減	-3,523 人 5.7%減	-3,171 人 5.4%減	-3,444 人 6.2%減	-2,918 人 5.6%減	-14,787 人 30.1%減	-3,980 人 11.6%減	20,513 人 67.4%増	19,676 人 38.6%増	
柏原～春日、春日地域内 (柏原駅～野瀬、黒井駅～野瀬)		35,357 人	25,258 人	22,833 人	16,539 人	17,019 人	13,316 人	9,331 人	8,823 人	7,404 人	7,247 人	6,189 人	5,821 人	5,337 人	4,076 人	5,242 人	
	前年度との増減		-10,099 人 28.6%減	-2,425 人 9.6%減	-6,294 人 27.6%減	480 人 2.9%増	-3,703 人 21.8%減	-3,985 人 29.9%減	-508 人 5.4%減	-1,419 人 16.1%減	-157 人 2.1%減	-1,058 人 14.6%減	-368 人 5.9%減	-484 人 8.3%減	-1,261 人 23.6%減	1,166 人 28.6%増	
山南地域内 (谷川駅～氷上地域～柏原駅)		15,477 人	10,379 人	8,547 人	4,627 人	4,256 人	5,956 人	6,337 人	4,463 人	5,646 人	5,653 人	5,551 人	5,197 人	5,342 人	6,823 人	7,710 人	
	前年度との増減		-5,098 人 32.9%減	-1,832 人 17.7%減	-3,920 人 45.9%減	-371 人 8.0%減	1,700 人 39.9%増	381 人 6.4%増	-1,874 人 29.6%減	1,183 人 26.5%増	7 人 0.1%増	-102 人 1.8%減	-354 人 6.4%減	145 人 2.8%増	1,481 人 27.7%増	887 人 13.0%増	
合計		130,688 人	110,614 人	97,125 人	93,191 人	95,825 人	96,368 人	86,089 人	80,370 人	77,045 人	73,350 人	69,260 人	54,447 人	48,681 人	72,390 人	91,288 人	
	前年度との増減		-20,074 人 15.4%減	-13,489 人 12.2%減	-3,934 人 4.1%減	2,634 人 2.8%増	543 人 0.6%増	-10,279 人 10.7%減	-5,719 人 6.6%減	-3,325 人 4.1%減	-3,695 人 4.8%減	-4,090 人 5.6%減	-14,813 人 21.4%減	-5,766 人 10.6%減	23,709 人 48.7%増	18,898 人 26.1%増	
	丹波市人口(4.1時点)	71,217	70,404	69,753	69,333	68,705	68,706	67,958	67,248	66,539	65,810	65,145	64,380	63,659	62,939	62,152	

(注) 各年度の集計期間は、前年10月1日から当年9月30日まで

路線バス 年度別延べ利用者状況



市島地域～丹波医療センター間路線バス社会実験乗降人数調べ（途中経過）

運行日	往路	復路
12月2日（金）	10	2
12月5日（月）	3	1
12月7日（水）	1	1
12月9日（金）	1	1
12月12日（月）	2	1
12月14日（水）	3	2
12月16日（金）	1	0
12月19日（月）	1	0
12月21日（水）	1	0
12月23日（金）	0	2
12月26日（月）	1	1
12月28日（水）	2	0
1月4日（水）	2	0
1月6日（金）	0	0
1月11日（水）	1	2
計	29	13

(人)

【バス路線の一部変更に関する協議事項】**1. 路線の延長・バス停の新設及び移設（地図参照）**

- (1) 延長起点 : 丹波市山南町美和 495-2 地先（和田橋先）
延長終点 : 丹波市山南町草部 366-2（草部公民館）
延長[※]程 : 1.1km
道路種別 : 国道 175 号線・県道 109 号線（道路管理者；丹波県民局）
丹波市道（道路管理者；丹波市）
新設バス停：草部
- (2) 延長起点 : 丹波市山南町谷川 539-2 地先（谷川交差点）
延長終点 : 丹波市山南町谷川 5-5 地先（久下小学校東交差点）
延長[※]程 : 2.0km
道路種別 : 県道 139 号（道路管理者；丹波県民局）
丹波市道（道路管理者；丹波市）
新設バス停：山南住民センター、山南中学校、谷川上町
移設バス停：谷川下町

2. 路線の休止、バス停の廃止（地図参照）

- 休止起点 : 丹波市山南町谷川 539-2 地先（谷川交差点）
休止終点 : 丹波市山南町谷川 5-5 地先（久下小学校東交差点）
休止[※]程 : 1.1 km
道路種別 : 県道 86 号（道路管理者 丹波県民局）
廃止バス停：久下小学校前、山南郵便局前

3. 対象路線

柏原駅 ～ 坂尻・北和田 ～ 谷川駅

4. 実施時期

令和 5 年 3 月 18 日～

至 医療センター

資料 2-2

至坂尻

・216

応地

町 応地

89

加古川

(佐治川)

山南町草部

(新設)草部

・258

86

山南町北和田

△82.2

北和田

和田中町

至坂尻

和田下町

和田大橋

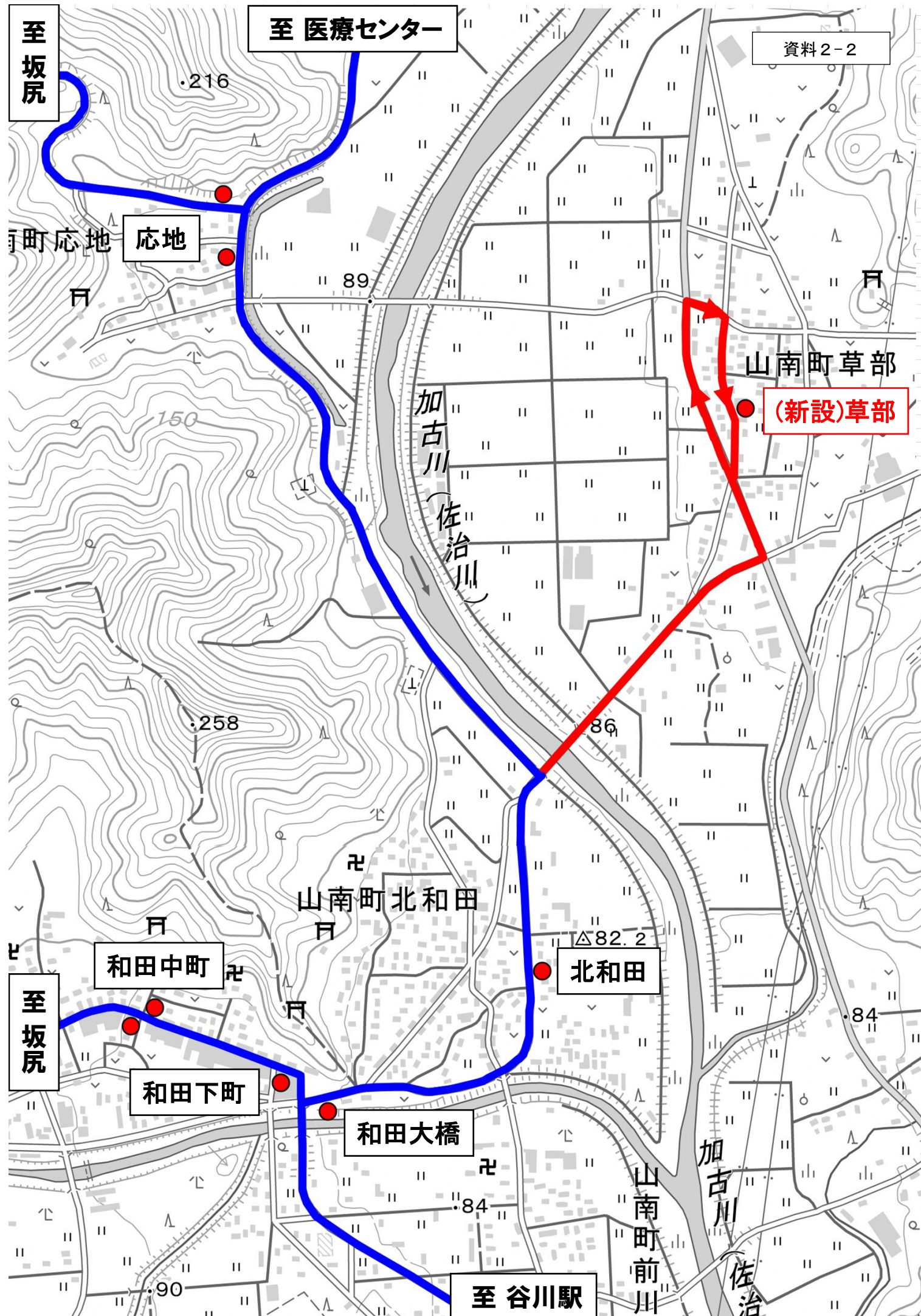
・84

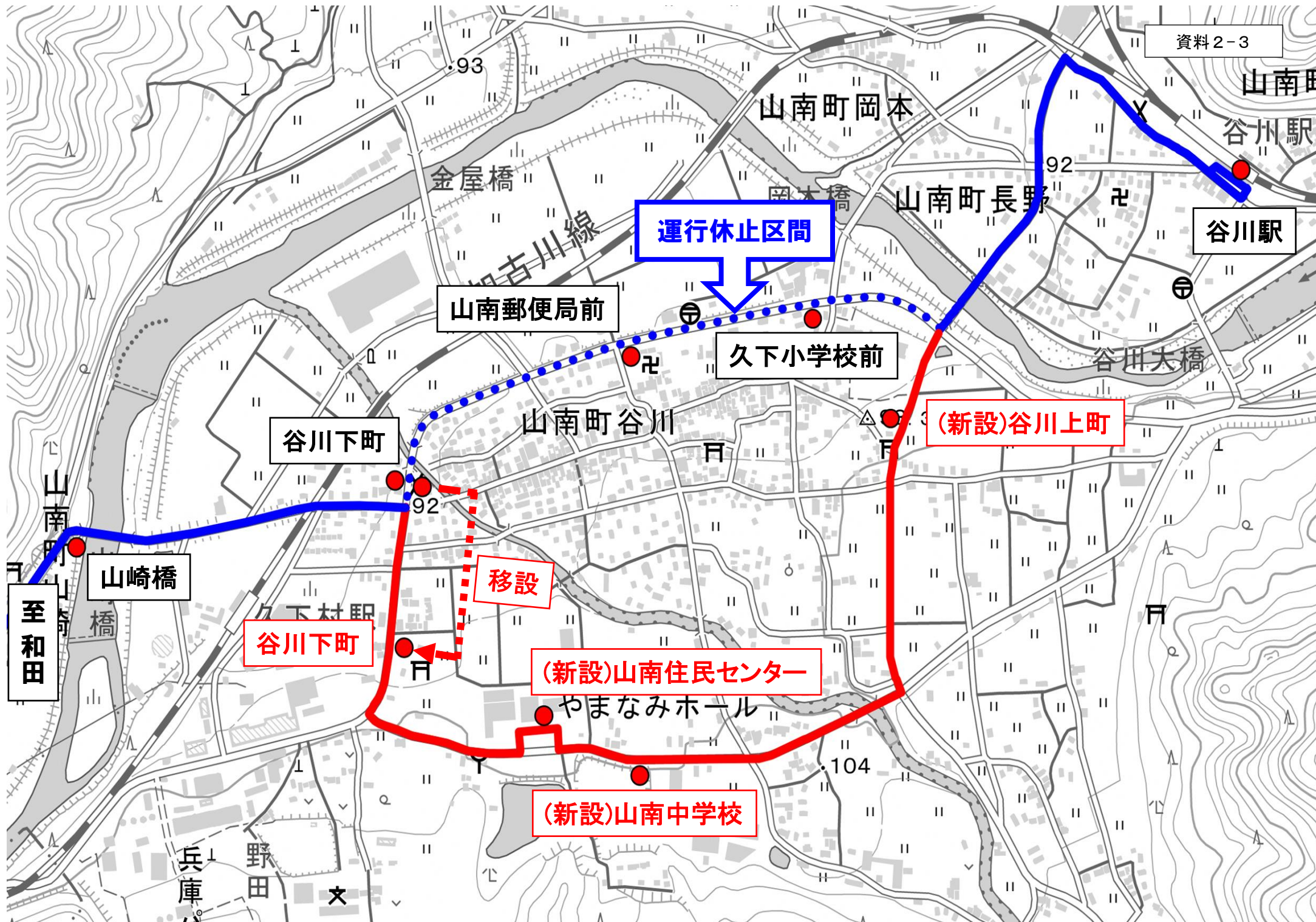
至 谷川駅

山南町前川

加古川

佐治





道路運送法第 4 条に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和 5 年 1 月 19 日開催の令和 4 年度第 4 回丹波市地域公共交通活性化協議会（丹波市地域公共交通会議）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

令和 5 年 1 月 ● 日

丹波市地域公共交通会議
兼 丹波市地域公共交通活性化協議会
会長 北 川 博 巳 ⑩

記

- 1 協議が調っている路線
事 業 者：株式会社ウイング神姫
① 柏原駅 ～ 坂尻・北和田 ～ 谷川駅
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
(1) ①の路線系統を一部延長すること（北和田～草部バス停路線）
(2) ①の路線系統を一部変更すること（谷川下町～谷川上町バス停路線）
(3) ①の路線系統を一部休止すること（久下小学校前～山南郵便局前バス停路線）
- 3 協議が調っている区間の新設・移設・廃止バス停
(1) 停留所の新設 草部、山南住民センター、山南中学校、谷川上町
(2) 停留所の移設 谷川下町
(3) 停留所の廃止 久下小学校前、山南郵便局前
- 4 適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その他条件
適用期間：令和 5 年 3 月 18 日～

以上

【市町振興支援交付金申請に係るデマンドタクシー運行基準の策定について】

1. 市町振興支援交付金とは

県と市町が共通する地域課題に対し、市町が自主的・自立的に対応できるようにする交付金

2. 交付金詳細について

算定項目名「コミュニティバスの運行」のとおり（別紙参照）

対象期間 交付年度の前年度 10 月 1 日～交付年度の 9 月 30 日まで

3. 運行見直し基準について決定していただきたい事項

（1）年間利用者数；20,000 人以下

（直近の利用者数 R 3.10～R 4. 9・・・25,813 人）

（2）基準の考え方；1 日利用者数約 100 人×年間運行日数 190 日

（3）基準を下回った場合の対応；

- ・運行車両台数の見直し
- ・運行時間帯の配車検討

※令和 4 年度兵庫県市町振興支援交付金交付金第 3 条による。

令和 4 年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県と市町が共通する地域課題に対し、市町が自主的・自立的に対応できるよう交付する市町振興支援交付金（以下「交付金」という。）に関して必要な事項を定める。

(交付金の交付先)

第 2 条 県は、予算の範囲内において、市町に対し交付金を交付する。

(交付金の額の算定)

第 3 条 交付金の額は、別途通知する算定様式をもとに、別表に掲げる算定項目についてそれぞれ別に定める算定方法によって知事が算定した額の合算額とする。

(交付金の交付申請)

第 4 条 交付金の交付を受けようとする市町長は、交付金交付申請書（様式第 1 号）及び前条に規定する算定様式その他必要な資料を、その指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第 5 条 知事は、市町に交付すべき交付金の額を決定した時は、その旨を交付金交付決定書（様式第 2 号）により市町長に通知する。

(交付金の請求)

第 6 条 知事は、前条の規定に基づき決定した交付金について、市町長から提出される交付金請求書（様式第 3 号）により交付金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 7 条 知事は、市町が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により市町長に通知する。

(交付金の返還)

第8条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び遅延利息)

第9条 市町は、前条の規定により交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 市町は、前条の規定により交付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

第10条 市町長は、第4条の資料の基礎となる証拠書類を整理し、交付金を交付した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別に定める算定方法（第3条関係）

番号 算定項目名	5 コミュニティバスの運行
算定方法	交付年度の前年度の10月1日から交付年度の9月30日までの1年間に発生する以下の「その他の条件」に定めるコミュニティバスの運行経費に対して、市町が負担する経費から国庫支出金等の特定財源を除いた額に10分の2を乗じた額。 ただし、次のいずれか低い額から国庫支出金等の特定財源を除いた額に10分の2を乗じた額を上限とする。 (1) 標準収支不足単価（181 円/km）×実車走行キロ (2) 標準収支不足単価（181 円/km）×県平均欠損率÷市町毎欠損率×実車走行キロ (3) 「運行欠損額」又は「みなし欠損額（運行費用とみなし収入（標準運賃 195 円/人×輸送人員）の差額）」のいずれか低い方の額 ※ 交通空白地有償運送のうち特定非営利活動法人等が主体である場合に係る標準収支不足単価は110 円/kmを用いる。 ※ (2)の額は、県が算定する。
	(1) 原則 1／3 以内 (2) 地域立法指定区域（過疎地域、辺地、振興山村地域、離島地域、特定農山村地域）又は中山間地域（農林統計上の中間・山間農業地域）を、起終点又は経由する系統 1／2 以内
	上記「算定対象となる経費」に「算定率」を乗じて得た金額。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

算定方法	その他の条件	(1) 次に掲げるすべてに該当する系統の運行を算定対象とする。 - ア 市町が主体となって民営の一般乗合旅客自動車運送事業者へ運行を委託する系統、交通空白地有償運送により運行する系統 - イ 市町が算定対象期間における運行費用の一部を負担している系統 - ウ 事業終了年限を定めずに本格運行として運行する系統 - エ 公営企業が運行していた路線（民営の事業者に一時移譲したものを含む）を引き継いでいない系統 - オ 路線定期運行又は路線不定期運行にあつては、公共交通空白地域又は不便地域と交通結節点や公共施設等を結ぶ系統であり、かつ、一般乗合旅客自動車運送事業者が主体となって運行する系統のバス停との距離が概ね 300m以上離れたバス停が3カ所以上又は、概ね 1,000m以上離れたバス停が1カ所以上ある系統 - カ 区域運行にあつては、同一区域を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者と運行区域の協議が整った系統 - キ 市町が、収支の改善、利用状況の開示及び住民の参画に努めている系統 - ク 地域公共交通会議又は地域公共交通活性化協議会において、運行見直し基準を定めるとともに、基準を下回った場合に運行見直しを行っている系統。ただし、地域住民等が主体となって運転を含めて実施している交通空白地有償運送はこの限りではない。 - ケ 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号ほか）に定める地域内フィーダー系統の補助事業の基準を満たす系統にあつては、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請をしている系統 (2) 用語の定義や別表に定めのないものについては、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の定めるところに準じる。
------	--------	--